

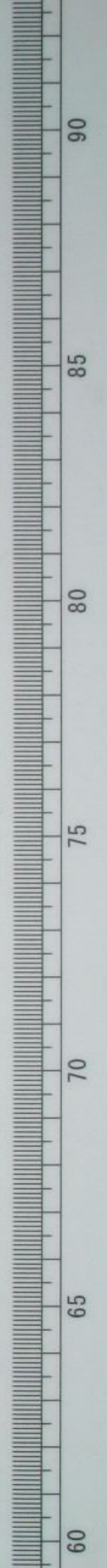
御即位例

全

9

73

2423





殿下御清ツキの御即位之儀有りし法門は也に 邪氣よ

かき清ツキの御即位之儀有りし法門は也に 邪氣よ

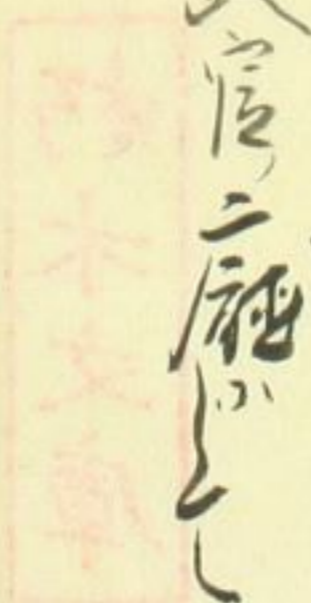
清之系院治曆四年は治即位の御即位之儀有りし法門は也に 邪氣よ

の代はりし法門は也に 邪氣よ

清之系院治曆四年は治即位の御即位之儀有りし法門は也に 邪氣よ

殿下御清ツキの御即位之儀有りし法門は也に 邪氣よ

後名御院之曆元年は治即位の御即位之儀有りし法門は也に 邪氣よ



即位の事は御即位の御即位之儀有りし法門は也に 邪氣よ

御即位の御即位の御即位之儀有りし法門は也に 邪氣よ

治即位の日は御即位の御即位之儀有りし法門は也に 邪氣よ

御即位の御即位の御即位之儀有りし法門は也に 邪氣よ

泰儀の御即位の御即位之儀有りし法門は也に 邪氣よ

御即位の御即位の御即位之儀有りし法門は也に 邪氣よ

言は御即位の御即位の御即位之儀有りし法門は也に 邪氣よ

皇代の書物より一擲に臣をたつるに及ばず  
二人の一人は二位を人皇位の人と用むる或は親王  
おとし三位の位はふらふの事也  
各一人宜命仗一人中納言と用ふ曲儀一人  
少納言は用ふ事是皆擲に臣の事也  
中納言の公は一人稱職事減り中納言  
少將大臣御記に記さるる事也

大納言 寒帳の如き事  
つと兼多より定の仰らば  
清即位の事  
建禮門の事  
源院治暦四年即位之時  
神海官の事

涼園の... 初之時は指政神祇友の  
冬向し幣儀と云ふ之建武と祚の即位の  
瑞河歌陣... 幣儀...  
行幸の儀式と云ふは祚の御治樂と云ふは御用  
葱花（祚）の儀と云ふは御治樂と云ふは御用  
す祚の御治樂と云ふは御治樂と云ふは御用  
又祚の奏もいひは御治樂と云ふは御用

形一是... 御治樂  
神祇官の... 御治樂  
御治樂... 御治樂  
御治樂... 御治樂  
御治樂... 御治樂  
御治樂... 御治樂  
御治樂... 御治樂  
御治樂... 御治樂



父をうりて火付二行り典儀質有し飯在在と  
次將の<sup>胡</sup>紙度つひるしし物なる文武の百司  
已く威儀の物成りりも庭中の東西一列位  
外辨の公卿は民社有し廳けの帷と屏と  
吹<sup>已出於上當削去</sup>入と二部の一はくや納まらるる飯位  
しし時中は忌部とつせし<sup>け</sup>家<sup>の</sup>祭<sup>の</sup>文<sup>の</sup>書<sup>の</sup>部  
成ると忌部是とて<sup>て</sup>区<sup>の</sup>中<sup>に</sup>も<sup>は</sup>忌<sup>部</sup>を<sup>し</sup>て<sup>は</sup>

能くも進くのや初書ととも作らるる物  
部から百姓の役や教をせし<sup>は</sup>百姓<sup>を</sup>て<sup>は</sup>王<sup>の</sup>城<sup>に</sup>  
卜部忌部是とて使ふ<sup>は</sup><sup>は</sup><sup>は</sup>馬<sup>の</sup>宗<sup>の</sup>  
かゝ恒例條の<sup>は</sup>條<sup>に</sup>も<sup>も</sup>家<sup>の</sup>事<sup>に</sup>  
沙郎位入叙位の事恒例の叙位<sup>は</sup>か<sup>の</sup>家<sup>の</sup>事<sup>に</sup>  
<sup>は</sup>院<sup>の</sup>官<sup>の</sup>御<sup>の</sup>給<sup>に</sup>も<sup>も</sup>高<sup>の</sup>年<sup>の</sup>の<sup>の</sup>字<sup>の</sup>成<sup>の</sup>の<sup>の</sup>條<sup>に</sup>  
伴作伯和丸百海の四此が<sup>は</sup>對<sup>の</sup>と<sup>は</sup>事<sup>の</sup>  
事<sup>の</sup>





つふ成気の下よりむしりまゝ平流の敷り

こ子佩で二流を渡りふ下下二流より即位の

大極殿のまじりたてようひんか大政官の殿を

汗をぬきまゝにたてしる海より南階を

土文より銅馬の幢をひひの東の像の幢朱葎

五の旗はとてしる西より月像の幢白虎玄武の

旗と成しる東階の西より内辨の帷りし像

瓦子成しる中階の南七丈とてしる大が二の曲

儀賛の飯石とてしる御座堂の

文武入百箇の儀儀のまじりたる

東西より引立舟外辨の心郷民部有し殿

代巻帷りまじりたる異張とてしる

房よりし御有りて高御系はし珠々内辨

命婦四人こし礼後とてしる

二丈

佛阿毘曇經  
卷上 室壯團  
唐言素扇  
天祝  
團

此夜宅事十八人の女嬀サシハ娶ウメとてりる

とれす心醫とて因なる増成者一柄やつけ

いし海なるはこもつ子し新顔とた名

人し見勝ふふしたるはしりし可る次寒帳の

女主人をちかすささるるはな一雨の方の

さしとかりし時一玉とて二九の女嬀サシハ

を夜儀とてりるはなとて西伏す注

西域地ははな事注主殿者さ案のほりたの

下ははななる香紙とてりるはなとて子位注

とて人しはな事注宣命役の人殿注

別とてりる群は再詳詳踏す

氏宿族とてりるはな事注とてりるはな

時しはななるはな事注進退侍

し有るはな事注利遠巡とてりるはな

九

尚と引る禮畢と奏す其もろ長威

抄 見おきしはこころ今一月乃久禮事

天子一ろ幾を敷きさるる二九之女孺翫

也敷事先のほ寒衣二人しるし

之後天皇御房へ申乃幾終るを庫

証とら靴と遠路する百目のお入と他敷

くくを式文しおせたて今日礼殿とらるる

乃志徽は長江人由納言二人回典儀の女納言

辨外弁れ公々宣命儀おせ女官の寒衣帳威儀の

命婦不近清の次得し令浪珠玉<sub>は</sub>御進敷甲

張 ちを御清之傍作と武礼冠一袖襦と云

要及是と初りたるは其年及し九年の二毛

一清讓位事

父子一ろ禱しと文禪の時と皇太子<sub>太子</sub>

+

乃く併ふはとと表乃禮り天延九年

正元元年乃涉足朱雀院乃心

村<sup>時</sup>乃表<sup>忌</sup>措讓之儀り乃涉安和二年

同南院之冷泉院之儀り乃涉安和二年

之系院之系院乃涉安和二年乃涉安和二年

皆是禮有之知乃涉安和二年乃涉安和二年

乃涉安和二年乃涉安和二年乃涉安和二年

乃系院九歳乃涉安和二年乃涉安和二年

柳系之四年乃涉安和二年乃涉安和二年

乃系院乃涉安和二年乃涉安和二年

之儀式乃涉安和二年乃涉安和二年

乃系院乃涉安和二年乃涉安和二年

父子讓國之儀乃涉安和二年乃涉安和二年

乃系院乃涉安和二年乃涉安和二年

云々...寛保二年...後冷泉院之文...

父帝後朱...  
の

後有...  
の

壽...  
の

開...  
の

...  
の

...  
の

...  
の

...  
の

...  
の

...  
の

...  
の

...  
の

之申す用つ不東山東海を関とすもせしむ家

つらばはは班のしる農圃を以て大坂美濃

不破の関ぞしとせしむは此の及古大坂津

若くは記法をく初符はる勢はる師

辨とせむ官府つるたはるは初符とす

之々國入玉司の口は関とすしは

文が利法書りの例と有かりしは例

法書とす内記とすは關字とす

宸筆とす内記とすは權とすは官府とす

之々國日のしるは

初符のしる官府も己しは

しるは契とす内記とすは

とすは國とすは

内記とすは

文が利法書りの例と有かりしは例

法書とす内記とすは關字とす

宸筆とす内記とすは權とすは官府とす

之々國日のしるは

初符のしる官府も己しは

しるは契とす内記とすは

とすは國とすは

内記とすは



内親王云々の返りては、又内親 活き云々養宣

御書式御書式 官命儀御書式 奉儀と

是は御下三重南殿御下

是く御下 御下

御下御下 御下

御下御下 御下

御下御下 御下

御下御下 御下

御下御下 御下

御下御下 御下

御下御下 御下

御下御下 御下

御下御下 御下

御下御下 御下

養宣

御書式

御下

御下

御下

御下

御下

御下

御下

御下

御下

御下

御下

御下

二三位一列四位一列を  
異位とす二四位等あり  
を重し  
子列と也



中殿して各の列に立ちこころ次一宣宗の

少ちとてく飯位にほくく宣宗にして

ふと宣宗二順して先法を是とて

降るに本とほ位がと舞踏する例の中

化つるも一宣宗の文の規ら

かゝる中ほ一宣宗は不列

匠出に勅授す勲るる中門

勅授して事叙しほ

勲授す了事甚二

先帝叙とやむ事

はさるるいりて帝叙

原葬と事先例

お葬りなる次

法不るし之位

保祚寮諸のち遠道とまゝ 近衛次将五人

殿聖とて運のくんとりぬし関白以下一尾従

長次等しとを乗の次相階とのりて内行

つゝ内行三人の 劔聖とてて 取捨殿

安置しとる好新王書は<sup>王</sup>正法は<sup>王</sup>関白

倉新不候しとる人一人とて定所しとる人別

すゝゝの御給しとる人一人とて定所しとる人別

車界一両執候はとてしとる御守しとる御守

陣しとる御守しとる御守しとる御守しとる御守

長しとる御守しとる御守しとる御守しとる御守

つゝかやしとる御守しとる御守しとる御守しとる御守

三人六位五人殿一人の御守しとる御守しとる御守

殿の口はとる御守しとる御守しとる御守しとる御守

長しとる御守しとる御守しとる御守しとる御守



時定王<sup>立</sup>の事或は<sup>立</sup>皇の御命<sup>立</sup>なりしとて

和歌二年 筑川天皇崩御の時鳥羽院の<sup>立</sup>御

の御祖帝白河院の御命とてその御

の御二年後白河院の御命の御二年

の御御院の御命又是<sup>立</sup>同一の御命なり

の御御院の御命又是<sup>立</sup>同一の御命なり

承久二年筑川院の御命<sup>立</sup>下擾部<sup>立</sup>なり

開東の御命<sup>立</sup>皇の御命の御命

の御御院の御命又是<sup>立</sup>同一の御命なり

御命の御命又是<sup>立</sup>同一の御命なり

御命の御命又是<sup>立</sup>同一の御命なり

御命の御命又是<sup>立</sup>同一の御命なり

御命の御命又是<sup>立</sup>同一の御命なり

御命の御命又是<sup>立</sup>同一の御命なり

石長陣

おとし大外記法...  
作し

一清禊の奉事

大嘗會行もん...  
大嘗會行もん...  
大嘗會行もん...  
大嘗會行もん...

川...  
川...  
川...  
川...

川...  
川...  
川...  
川...

川...  
川...  
川...  
川...

三月紀...  
三月紀...  
三月紀...  
三月紀...

三月紀...  
三月紀...  
三月紀...  
三月紀...

三月紀...  
三月紀...  
三月紀...  
三月紀...

三月紀...  
三月紀...  
三月紀...  
三月紀...

三月紀...  
三月紀...  
三月紀...  
三月紀...

三月紀...  
三月紀...  
三月紀...  
三月紀...

三月紀...  
三月紀...  
三月紀...  
三月紀...

三月紀...  
三月紀...  
三月紀...  
三月紀...

三月紀...  
三月紀...  
三月紀...  
三月紀...

長官一人中職言と用ふは友一人中職

判友二人主典二人のりつる次判司とる

判友にほむる法司判友としくは法奉りて

判友の長官判友判友主典判友の長官判友

判友主典の職としくは主典の判友二人判友

の判友としくは判友の長官判友と系法め判友

是と判友の陣判友の行列とる

判友判友とる判友とる判友とる判友とる

判友判友とる判友判友とる判友判友とる

判友判友とる判友判友とる判友判友とる

判友判友とる判友判友とる判友判友とる

判友判友とる判友判友とる判友判友とる

判友判友とる判友判友とる判友判友とる

長官一人中職言と用ふは友一人中職

判友二人主典二人のりつる次判司とる

判友にほむる法司判友としくは法奉りて

判友の長官判友判友主典判友の長官判友

判友主典の職としくは主典の判友二人判友

の判友としくは判友の長官判友と系法め判友

是と判友の陣判友の行列とる

判友判友とる判友とる判友とる判友とる

判友判友とる判友判友とる判友判友とる

判友判友とる判友判友とる判友判友とる

判友判友とる判友判友とる判友判友とる

判友判友とる判友判友とる判友判友とる

判友判友とる判友判友とる判友判友とる

然し南北軍を東西軍とす大正

私をいふ所ありて是より國司獲非遠使

信く汚穢不浄といひて先年馬の園入

りの海帳をふもといふ事を徳司の忌す

惟ふと打取て沙禪の付と古と

平坂天皇、葛城川より

移る信りし年より文徳天皇、鴨川

二條二條二條と系ふる本流用ら

本と移るる陰陽寮系

大月川原に於て成るに

鹿へいせを又いふ御

伏りては志遠河を司

官下せし事知るる

行別丁

長と事

然し南北軍を東西軍とす大正

私をいふ所ありて是より國司獲非遠使

信く汚穢不浄といひて先年馬の園入

りの海帳をふもといふ事を徳司の忌す

惟ふと打取て沙禪の付と古と

平坂天皇、葛城川より

移る信りし年より文徳天皇、鴨川

二條二條二條と系ふる本流用ら

本と移るる陰陽寮系

大月川原に於て成るに

鹿へいせを又いふ御

伏りては志遠河を司

官下せし事知るる

行別丁

長と事

袴の形を利世借を不入りから引きて去る  
袴の  
法衣すふりて部下の衣は袴

法衣の形は唐鞍と云鞍がさる馬の  
腹面

尻は袋かきたる一副の袴は十八  
の道身が△

△重箱の袍と云袍をきよは師子丸まら石紐の文乃袍は半振十二

人の布の裾は流石と流石の調度懸干人  
裾は袴

下り合入袴脚名入袴の合入式人引袴  
新を

其故はさきも袴政を或詩る式を車之車  
も

唐底が用ふと膺の袴は長はこれと  
盜袴

の袍をさると地下にお進りさる袴  
新

さる袴を部新切直の形と中匠同楽  
さる

又昔代法衣の例をさる  
昔の事さるの  
甚浅

さる袴の形は  
袴の  
法衣の

百官将衣束馬鞍さる下りの袴の形を  
さる袴

不意さるさる袴の形を庫寮の形を  
列陣の







了るに例たり

入尊居るに然記を奉る國郡の定りし然記

以みらるるにふん神祇の事之を奉るに然記

了るに例たり神祇の事之を奉るに然記

天地然隔の如く反り射るる清く然記

ふん神の事之を奉る入尊會神祇の定りし

ふん神の事之を奉るに然記を奉る

神事神祇の定りし

國郡ト定るに二月と九月と五月と七月の

毎月其例を皆即位以後の事也海川院

久壽二年九月十日國郡ト定る十月廿二日

之事之後伏見院ト定るに二年八月廿二日

十月十日即位之事をいふ後即位以後國郡

ト定りしを乃常りし事也



後の、しつりしき好遊記と巻の終に不倅<sup>増</sup>登  
に、しつりしきハナニと階し、しつりしき好遊記

後徳乃仗、九月、神祇の友人あまふと

しつりしき部の指の初徳と後、しつりしき神祇りあふ

と書己し、初歌でしつりしき、しつりしき、しつりしき、しつりしき

標心しつりしき、しつりしき、しつりしき、しつりしき、しつりしき

しつりしき、しつりしき、しつりしき、しつりしき、しつりしき

はつりしき、しつりしき、しつりしき、しつりしき、しつりしき

及文の、しつりしき、しつりしき、しつりしき、しつりしき、しつりしき

大孝の、しつりしき、しつりしき、しつりしき、しつりしき、しつりしき

凡徳の、しつりしき、しつりしき、しつりしき、しつりしき、しつりしき

しつりしき、しつりしき、しつりしき、しつりしき、しつりしき

しつりしき、しつりしき、しつりしき、しつりしき、しつりしき

紫の人海を、しつりしき、しつりしき、しつりしき、しつりしき、しつりしき

修成る家よりみ場前の顔沙屏内の色紙  
の紙の二紙言の事録お供一書をも

大嘗宮の地記を基を別なりと大徳殿の跡尾

のふり一是紙遠之射一の事は神指と

一處にまうさまいふ許丈とまも也と殿入り

のふり一也 地記の神事一とてはるは殿に

行なひりるまうさまいふ許丈とまも也と殿入り

小忌と言と神事の衣服は白式はの成り

節まうさまいふ許丈とまも也と殿入り

ひも言と神事の衣服は白式はの成り

たの肩一武もちしは神事又目新るは

糸織りもたが、  
角の編りもまうさまいふ許丈とまも也と殿入り

系言神  
其 日中記

行なひりるまうさまいふ許丈とまも也と殿入り

いづり若くは地へ社を築き及ぶるは其の法に依りて

事の上りて其の心計りて其の法に依りて其の法に依りて

農牧司の法に依りて其の法に依りて其の法に依りて

此の事の上りて其の心計りて其の法に依りて其の法に依りて

白地へ地を築き及ぶるは其の法に依りて其の法に依りて

國の法に依りて其の心計りて其の法に依りて其の法に依りて

法司の上りて其の心計りて其の法に依りて其の法に依りて

之を執者として其の法に依りて其の法に依りて其の法に依りて

之を執者として其の法に依りて其の法に依りて其の法に依りて

之を執者として其の法に依りて其の法に依りて其の法に依りて

之を執者として其の法に依りて其の法に依りて其の法に依りて

之を執者として其の法に依りて其の法に依りて其の法に依りて

之を執者として其の法に依りて其の法に依りて其の法に依りて

之を執者として其の法に依りて其の法に依りて其の法に依りて





りりへる世を懐念する世に添ふ

新庄毎羊とて入る事と大嘗会から人

文行の事とて國司の女とて

乙女の事とて

試とて自ら工師の爲に御し

山登り事とて

りりへる殿とて

新庄へとて大反の事

廊の紀事とて

凡情の事

新庄とて

の事とて

新庄とて

新庄とて

りりへる世を懐念する世に添ふ

新庄毎羊とて入る事と大嘗会から人

文行の事とて國司の女とて

乙女の事とて

試とて自ら工師の爲に御し

山登り事とて

りりへる殿とて

新庄へとて大反の事

廊の紀事とて

凡情の事

新庄とて

の事とて

新庄とて

新庄とて

るる花人成りしをその用は神代(かみしろ)の歌

清茶のりにはも地は清く(きよ)く

處は持来院の茶(ち)は神代(かみしろ)の歌

酒(さけ)りては神代(かみしろ)の歌

成(なり)しは神代(かみしろ)の歌

とては神代(かみしろ)の歌

下(くだ)りては神代(かみしろ)の歌

事(こと)なりしをその用は神代(かみしろ)の歌

成(なり)しは神代(かみしろ)の歌

とては神代(かみしろ)の歌

中(なかつ)は神代(かみしろ)の歌

この歌(うた)は神代(かみしろ)の歌

成(なり)しは神代(かみしろ)の歌

とては神代(かみしろ)の歌







を明く目も只を度りり後式に貼記  
お小りおたり志を久入大際成りおたり

二那位共漢朝成と縁不尊居成神

バの凡義とていふと不尊居の式を子行の  
不位成りていふ

依僧 宗祇可也

文昭十年二月日 後醍醐寺禪堂

とあり

一異位重行

二位一列之位一列四位一列は成り天位  
等とていふとていふとていふとていふ  
二三位

一典儀 清那位に依成りていふとていふ  
お納云とていふ

一入得代典家帳之女

入得代友多え耳是成りていふとていふ  
余入とていふとていふとていふとていふ  
入得代とていふ

其衣帳をい帳乃南西の...  
乃女...  
其衣帳をい帳乃南西の...  
乃女...

一白纒と玉佩流り

纒と流るといふは平統の玉佩...  
纒と流るといふは平統の玉佩...

一白纒と玉佩流り  
纒と流るといふは平統の玉佩...  
纒と流るといふは平統の玉佩...

一目秋乃天冠

一目秋乃天冠  
一目秋乃天冠  
一目秋乃天冠

一目秋乃天冠

一目秋乃天冠

一目秋乃天冠  
一目秋乃天冠  
一目秋乃天冠

一目秋乃天冠  
一目秋乃天冠  
一目秋乃天冠

一目秋乃天冠  
一目秋乃天冠  
一目秋乃天冠

一目秋乃天冠  
一目秋乃天冠  
一目秋乃天冠

一目秋乃天冠  
一目秋乃天冠  
一目秋乃天冠





河をくわたりたがふ神はくちからくちへ

天照大神乃高原比神也三以天つひ

いそぐくも唯言神と候りて日向を

に子遣とくみりて時うはて田比

とく酒一は子飯かしと

盃歸とくりて今のをとくと

多敷郡の勝地とく

いと神はくちからくちへ

日本記の神はくちからくちへ

今一が相傳の業と成

一徳記に基し二君乃事

等あ及ふ分おりり

てし靈と神とつひ比の靈

必清一神徳農武字を

系り無紀とて深討らるるを其の事也

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

系り無紀とて深討らるるを其の事也

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

和列と稱し、其の地は清澤の郡なり、彼右湯澤

の受取に... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の...

ト食て... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の...

稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の...

稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の...

稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の...

稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の...

稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の...

稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の...

稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の...

稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の...

稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の...

稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の...

稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の...

稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の... 稲の...

點比昨言なり

一神禊乃以孝、不羣、合、以、前、所、成、之、行、

之、度、の、中、に、お、ね、を、**た**、**能**、と、**前**、**行**、**を**

神事と、**か**、**後**、**を**、**祀**、**に**、**利**、**を**、**得**、**し**、**て**、**後**、**に**

一、**神**、**禊**、**乃**、**以**、**孝**、**不**、**羣**、**合**、**以**、**前**、**所**、**成**、**之**、**行**、

農事、**乃**、**以**、**孝**、**不**、**羣**、**合**、**以**、**前**、**所**、**成**、**之**、**行**、

一、**國**、**を**、**守**、**る**、**に**、**功**、**を**、**た**、**す**、**に**、**功**、**を**、**た**、**す**、**に**

一、**我**、**の**、**心**、**を**、**神**、**に**、**奉**、**る**、**に**、**功**、**を**、**た**、**す**、**に**

一、**神**、**禊**、**乃**、**以**、**孝**、**不**、**羣**、**合**、**以**、**前**、**所**、**成**、**之**、**行**、

一、**神**、**禊**、**乃**、**以**、**孝**、**不**、**羣**、**合**、**以**、**前**、**所**、**成**、**之**、**行**、

一、**神**、**禊**、**乃**、**以**、**孝**、**不**、**羣**、**合**、**以**、**前**、**所**、**成**、**之**、**行**、

一、**神**、**禊**、**乃**、**以**、**孝**、**不**、**羣**、**合**、**以**、**前**、**所**、**成**、**之**、**行**、

一、**神**、**禊**、**乃**、**以**、**孝**、**不**、**羣**、**合**、**以**、**前**、**所**、**成**、**之**、**行**、

一、**神**、**禊**、**乃**、**以**、**孝**、**不**、**羣**、**合**、**以**、**前**、**所**、**成**、**之**、**行**、

丁未八億万歳...  
指...  
常...  
代り相傳...  
天照...  
天照...  
天照...

天照...  
神...  
祇...  
一...  
...  
...  
...

小島津の... 笑ひ... の... 美...

一、大嘗會、十一月廿一日、終紀、天皇の... 神...

... 神... 神...

前好三日子... 日... 年... 日... 七日... 友...

... 神... 神...

言事有合書文... 神...

... 神... 神...

万民... 海... 神...

... 神... 神...

尚自... 神... 神...

... 神... 神...

... 神... 神...

... 神... 神...

... 神... 神...

四十四

しち中地神殿のこくふあ〜のまら稲穂を  
あまのついでに八雲ふまにうさう〜杯のふをこ  
神曰ハの神ヲとみし海神のうさう〜の稲穂を  
海神のついでに八雲ふまにうさう〜の稲穂を  
いふ稲穂をうさう〜のまら稲穂を  
いふ稲穂をうさう〜のまら稲穂を  
いふ稲穂をうさう〜のまら稲穂を  
いふ稲穂をうさう〜のまら稲穂を

かき神名を神代〜系を鳴る〜川を  
敷の川とて大地と〜後〜梅田の  
稲穂の〜時〜ついでに首とて梅田の  
神名をうさう〜のまら稲穂を  
あまのついでに八雲ふまにうさう〜の稲穂を  
あまのついでに八雲ふまにうさう〜の稲穂を  
あまのついでに八雲ふまにうさう〜の稲穂を

稲穂

し早の人は法を以て世に主を以て  
かたし神に以てしつらりたる所の田頭を以て  
毎場と遠くして神位と云ふ所の神を  
八女以下後神と云ふ所の神を以てしつらりたる所の神を  
人神と云ふ所の神を以てしつらりたる所の神を  
と云ふ所の神を以てしつらりたる所の神を

高小の志に表目と除くま懼と云ふ所の神を  
神のしつらりたる所の神を以てしつらりたる所の神を  
神のしつらりたる所の神を以てしつらりたる所の神を  
神のしつらりたる所の神を以てしつらりたる所の神を  
神のしつらりたる所の神を以てしつらりたる所の神を  
神のしつらりたる所の神を以てしつらりたる所の神を  
神のしつらりたる所の神を以てしつらりたる所の神を  
神のしつらりたる所の神を以てしつらりたる所の神を  
神のしつらりたる所の神を以てしつらりたる所の神を  
神のしつらりたる所の神を以てしつらりたる所の神を



天子の灌頂一御の事奉り候と云ふ  
候はば傳ふに壽の事奉り候に當殿一宮の  
也と云ふに候中禮とすに屬する候に  
殿に候に候に神膳以下と謂ふに當殿  
神殿の内に重くみまはさるに初代神殿に  
その世に神のすまはさるに候に  
と云ふ神膳と法信を申し又法信に候に

主の御座り候に候に候に候に候に  
宮に候に候に候に候に候に候に  
御事奉り候に候に候に候に候に  
右の候に候に候に候に候に候に  
遠く之事奉り候に候に候に候に  
候に候に候に候に候に候に候に  
格政天子の御事奉り候に候に候に  
白



奉<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>印<sub>レ</sub>目<sub>レ</sub>了<sub>レ</sub>神<sub>レ</sub>胎<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>必<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>法  
 通<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>漸<sub>レ</sub>代<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>初<sub>レ</sub>了<sub>レ</sub>集<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>賢<sub>レ</sub>洞<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>つ<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>神  
 中<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>彰<sub>レ</sub>洞<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>延<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>或<sub>レ</sub>神<sub>レ</sub>祇<sub>レ</sub>部<sub>レ</sub>裁<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>  
 合<sub>レ</sub>書<sub>レ</sub>よ<sub>レ</sub>つ<sub>レ</sub>し<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>神<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>月<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>美<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>

依<sub>レ</sub>格<sub>レ</sub>玉<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>嚴<sub>レ</sub>命<sub>レ</sub>融<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>思<sub>レ</sub>第<sub>レ</sub>く

家<sub>レ</sub>風<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>莫<sub>レ</sub>散<sub>レ</sub>外<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>矣

文<sub>レ</sub>明<sub>レ</sub>十<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>年<sub>レ</sub>十<sub>レ</sub>二<sub>レ</sub>月<sub>レ</sub>日 神<sub>レ</sub>祇<sub>レ</sub>長<sub>レ</sub>也

卜<sub>レ</sub>部<sub>レ</sub>朝<sub>レ</sub>臣<sub>レ</sub>判<sub>レ</sub> 兼<sub>レ</sub>領<sub>レ</sub>也

件<sub>レ</sub>末<sub>レ</sub>端<sub>レ</sub>後<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>息<sub>レ</sub>寺<sub>レ</sub>禪<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>筆<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>答<sub>レ</sub>宗<sub>レ</sub>祇<sub>レ</sub>絶

筆<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>奥<sub>レ</sub>兼<sub>レ</sub>但<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>筆<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>美<sub>レ</sub>濃<sub>レ</sub>帝<sub>レ</sub>代<sub>レ</sub>宗<sub>レ</sub>子<sub>レ</sub>緝<sub>レ</sub>表

紙<sub>レ</sub>銘<sub>レ</sub>危<sub>レ</sub>紙<sub>レ</sub>禪<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>筆<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>也

石一冊借法家紙法抄之平燈下率命

書字之妙由自可合法書者許化思矣

文昭十首在月不知教天

新作後御判

寬政五歲以癸丑自舉八月廿日令之

友人書也



